

第6回

都市計画道路 磯辺茂呂町線（園生町地区）みちづくり協議会

日 時 令和4年10月1日（土）
午後2時から

場 所 緑が丘公民館 講堂

次 第

- 1 挨拶
- 2 協議会規約の改正【資料1】
- 3 報告
 - 1 整備に向けた進捗の報告
 - ① 整備概要及び進捗の報告【資料2-1～-3】
 - ② 工程表【資料3】
 - 2 協議会のふり返り
 - ① 第5回協議会での質問に対する回答【資料4】
 - 3 検討状況の報告
 - ① 警察事前協議の報告【資料5】
 - ② 1工区～3工区の平面構造【大判図面+資料6】
- 4 今後の予定
 - ・みちづくりニュース（素案）について【資料7】
 - ・第7回みちづくり協議会について
- 5 質疑応答

参考：今回の各工区の報告内容

報告内容	該当区間
警察事前協議	2工区
平面構造	1工区～3工区

担 当 千葉市建設局道路部街路建設課

<用地・補償に関すること> 用地班：重村、石川 電話 245-5616

<工事に関すること> 特定街路整備班：清水、池田 電話 245-5342

【資料 1】

都市計画道路 磯辺茂呂町線（園生町地区）みちづくり協議会規約

（名 称）

第1条 この協議会の名称は、「都市計画道路 磯辺茂呂町線（園生町地区）みちづくり協議会」という。（以下「協議会」という。）

（目 的）

第2条 協議会は、都市計画道路 磯辺茂呂町線（園生町地区）に関わる道路の整備について、情報の共有化を図るとともに、皆さまからのご意見を伺いながら、より良いみちづくりを目指すことを目的とする。

（組 織）

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員とし、別表のとおり構成する。

- (1) 第6地区町内自治会連絡協議会 会長1名
第25地区町内自治会連絡協議会 会長1名
第41地区町内自治会連絡協議会 会長1名
- (2) 関係11自治会代表者 11名
- (3) バス事業者（京成バス株式会社）代表者 1名
- (4) 学識経験者 3名

（設置期間）

第4条 協議会の設置期間は、令和2年7月26日から事業終了までとする。

（役 員）

第5条 協議会に会長1名、副会長2名を置き、役員は会議において委員の中からの互選によって選任する。

2 役員任期は1年とする。なお、再任は妨げない。

（役員職務）

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を行う。

（代理出席）

第7条 委員が出席できない場合、代理の者が出席できるものとする。

（会 議）

第8条 協議会は会長が招集し、会長が議長を務める。

2 協議会は、委員の過半数の出席をもって開催する。

（協議会）

第9条 みちづくり協議会は非公開とし、会議資料については公開とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は千葉市建設局道路部街路建設課に置くものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(附 則) この規約は、第1回協議会開催日、令和2年7月26日から施行する。

都市計画道路 磯辺茂呂町線（園生町地区）みちづくり協議会【委員名簿】

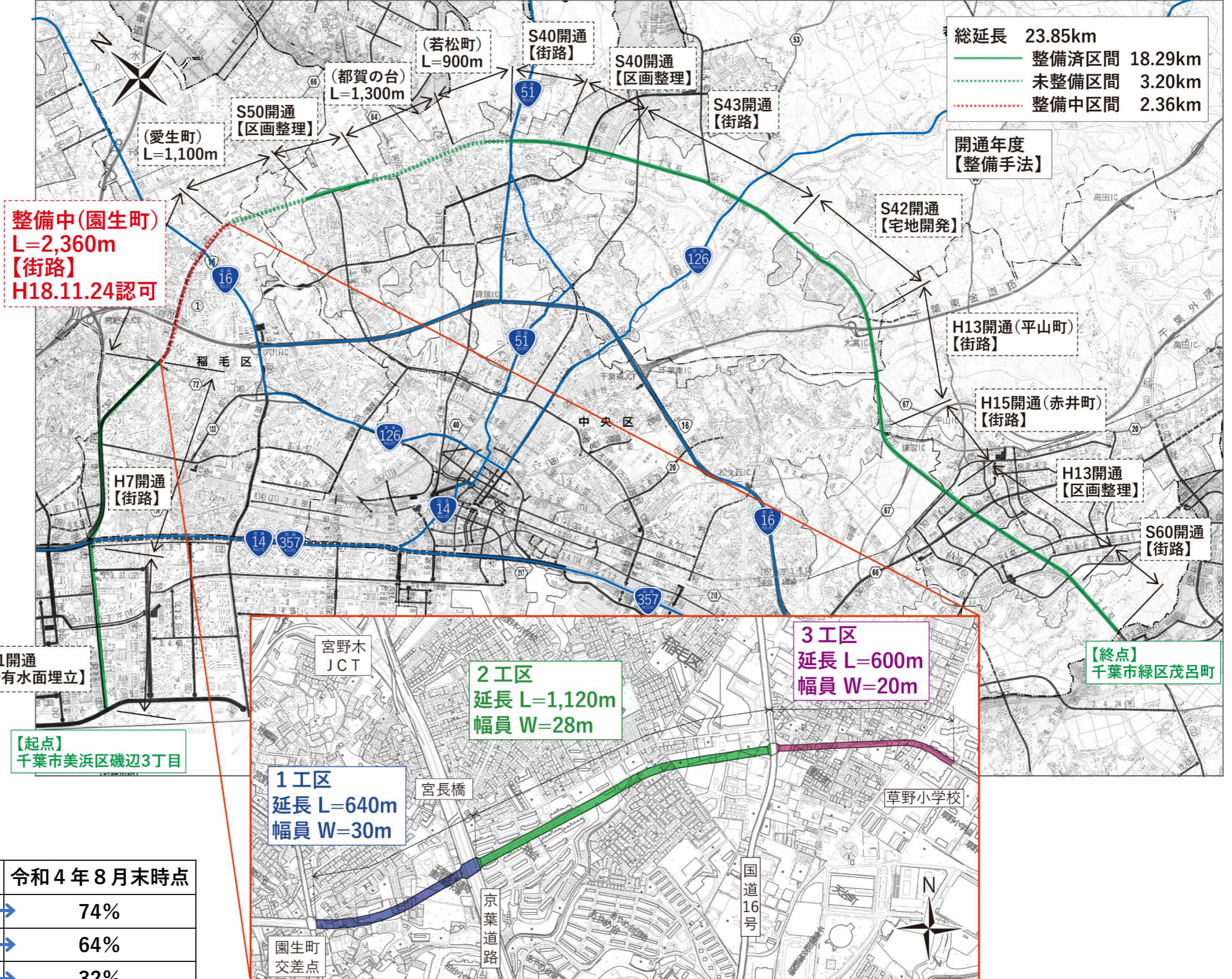
所 属	役 職	氏 名
第6地区町内自治会連絡協議会	副会長	清水 泰夫
第25地区町内自治会連絡協議会		鈴木 金作
第41地区町内自治会連絡協議会	副会長	荒川 利重
園生台自治会		工藤 嘉生
京成宮野木団地自治会		三ツ木 忠雄
京友会自治会		鈴木 安芸久
東建タウンハウス自治会		清水 俊夫
稲毛ファミリーハイツ自治会		三品 勇
長沼協和自治会		錦織 正雄
東宮野木自治会		塩田 千秋
エグゼ稲毛自治会		荒川 利重
若葉の丘自治会		浪方 桂子
園生町草野町内会		穂山 実
草野団地町内会		牧之瀬 浩
京成バス株式会社（営業部乗合営業課長）		坂本 幸裕
日本大学理工学部交通システム工学科（教授）	会 長	福田 敦
東京情報大学総合情報学部（名誉教授）		岡本 眞一
千葉工業大学（名誉教授）		矢野 博夫

(順不同)

1-①整備概要及び進捗の報告

(整備概要)

- (都) 磯辺茂呂町線は、美浜区磯辺から緑区茂呂町まで、市の中心市街地を取り巻く総長23.85kmの環状道路です。
- 中心市街地を通過する車両を少なくすることで渋滞の緩和を図ること、都市内主要幹線道路のネットワークを強化することにより、県内外との交流、連携を図ることを目的として、整備を進めています。
- 現在進めている園生町地区は、整備延長が2,360mと長いことから、3つの工区に分けて整備を進めており、1工区から優先的に着手していきます。

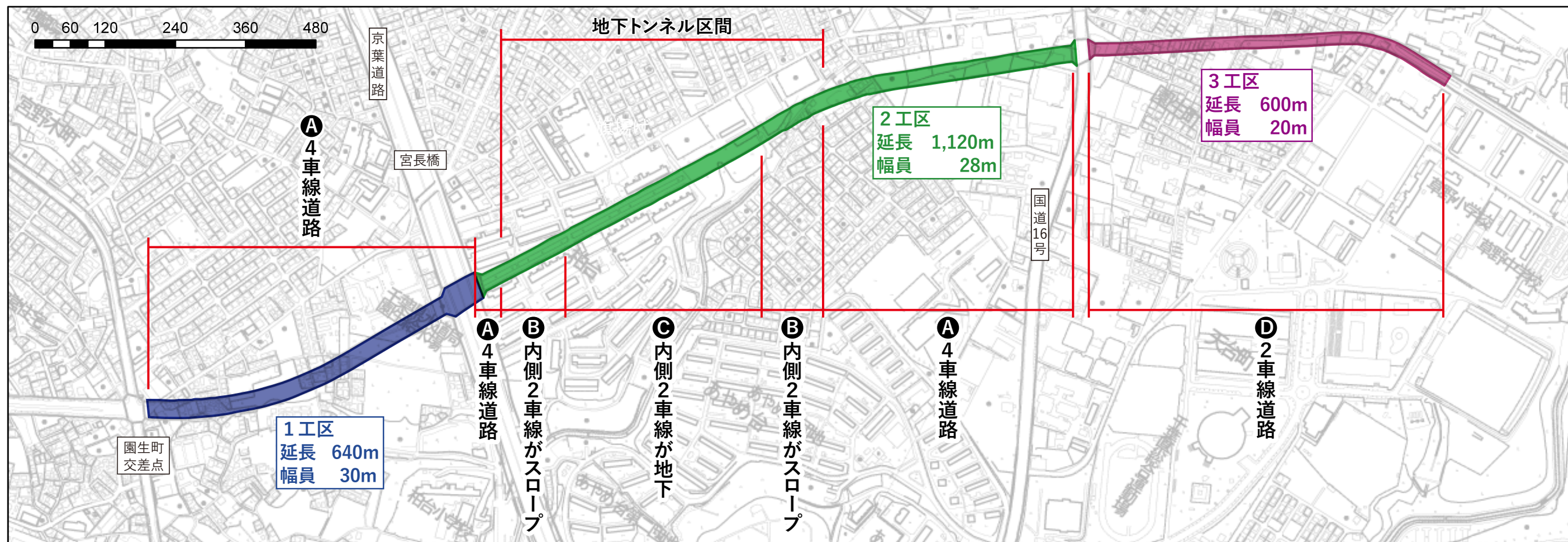


(進捗の報告)

用地取得率

		令和4年3月末時点	→	令和4年8月末時点
工区 単位	1工区	66%	→	74%
	2工区	64%	→	64%
	3工区	32%	→	32%
全体		59%	→	62%

整備概要(現在の計画)

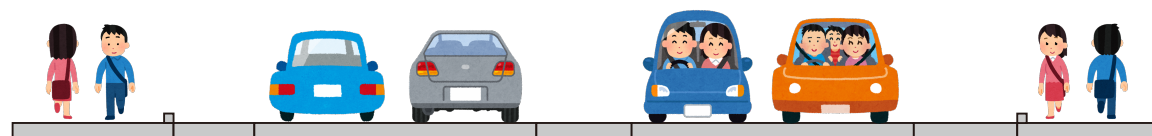


至 国道357号



① 4車線道路のイメージ

1工区・2工区の①の区間はいずれも片側2車線ずつの4車線道路です。



⑥ 2車線道路のイメージ

1工区・2工区からの通過交通は国道16号で分散されるため、3工区(⑥の区間)は片側1車線ずつの2車線道路となります。

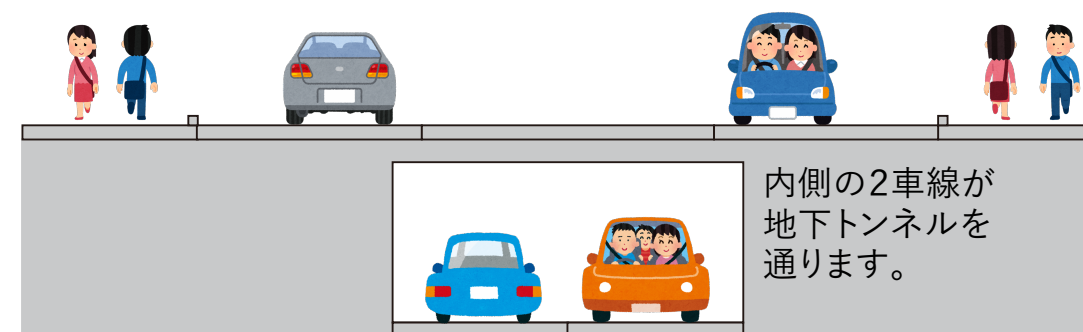


②内側2車線が地上と地下トンネルを繋ぐ斜路のイメージ(2工区)

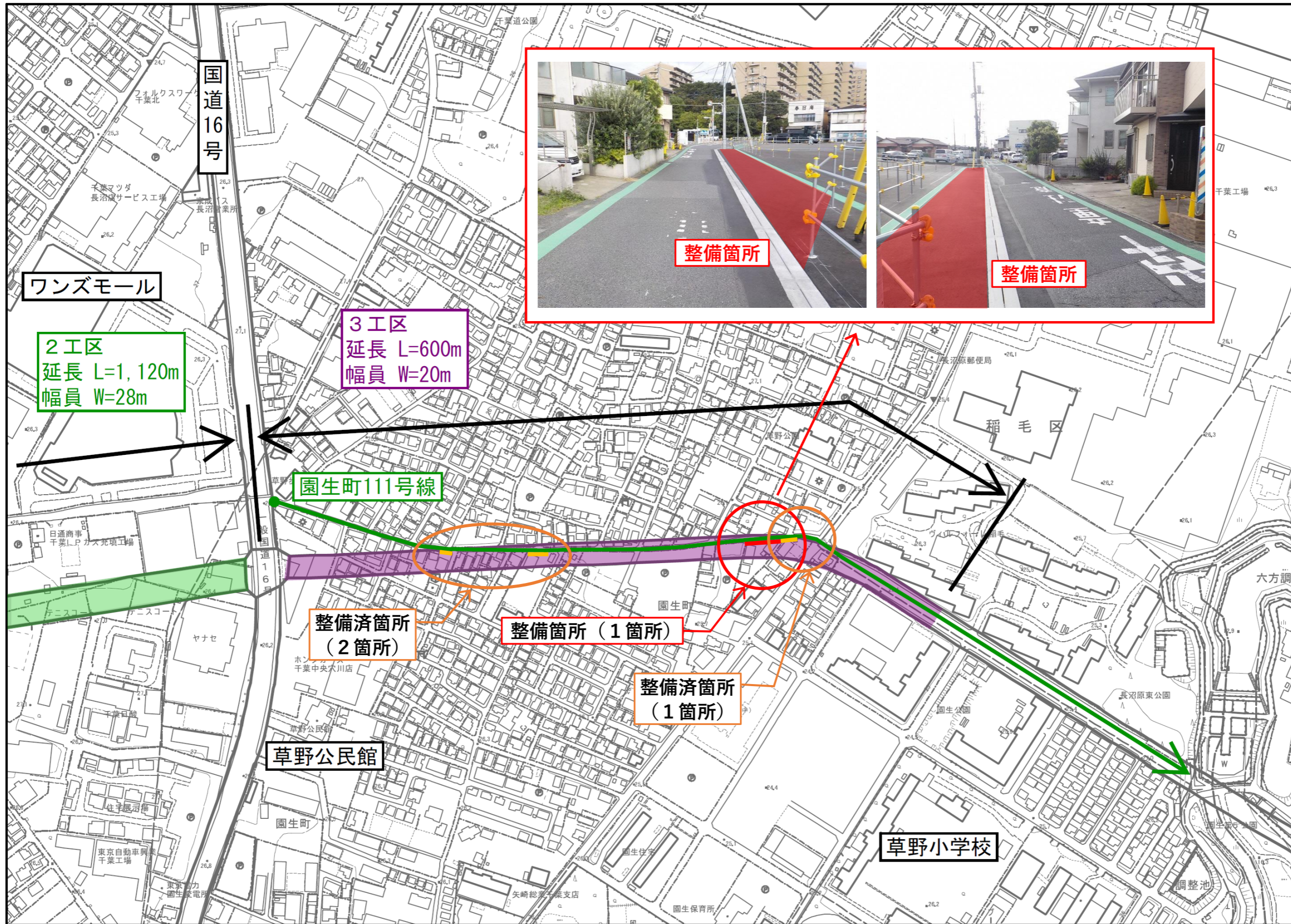
③地下トンネルを通る区間のイメージ

2工区は一部の区間で、4車線道路のうち、内側2車線がスロープとなっている②の区間を経由し、③の区間の地下トンネルを通ります。地下トンネルを通る区間の長さは約380mです。

※地上と地下を繋ぐ斜路を「スロープ」と表現させていただきます。



1-① 進捗の報告（3工区における現道整備）



1:5,000

0 45 90 180 270 360

1-② (都) 磯辺茂呂町線 (園生町地区) 工程表

●全体工程表

		協議会で検討・調整		千葉市で実施				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
1工区	4車平面構造決定	京葉道路を跨ぐ橋梁の暫定形の検討⇒決定						
	交差点・取付道路の検討⇒決定	橋梁詳細設計						
	警察協議							● 供用開始目標
	道路詳細設計	街路築造工事						
	用地買収							
2工区	道路構造検討⇒決定	交差点・周辺道路の検討⇒決定						
	警察事前相談	警察協議	道路詳細設計	街路築造工事				
	用地買収							
3工区	2車平面方針決定	2車平面構造決定	2・3工区が接続する国道交差点の検討⇒決定					
	警察事前相談	交差点・周辺道路の検討⇒決定		警察協議	道路詳細設計	街路築造工事		
	用地買収							

●令和4年度工程

	第5回 (10月)	第6回 (12月)	第7回 (2月)
みちづくり協議会での検討内容	<ul style="list-style-type: none"> 【1～3工区】交差点(京葉道路上を含む)・信号設置・取り付け道路の警察協議を踏まえた現状報告・課題の抽出 【1～3工区】平面図の提示 	<ul style="list-style-type: none"> 【1～3工区】第5回に対する警察協議を踏まえた現状報告・課題の抽出 【2工区】道路構造について(内側2車線、平面4車) 【3工区】道路構造について(平面2車線) 	<ul style="list-style-type: none"> 【1～3工区】第6回に対する警察協議を踏まえた現状報告・課題の抽出 【2、3工区】道路構造の決定

令和4年度作業の目標：協議会として1～3工区の道路構造の決定及び課題等の抽出を行う。

2-① 第5回協議会での質問に対する回答

第5回協議会（令和4年3月13日開催）の会場でのご質問と、終了後に質問書でお寄せいただいたご質問・ご意見について回答させていただきます。

No	ご質問	回答
1) みちづくり協議会の運営について		
1	地域住民との話し合い・相互理解が基本であるはずである。行政の今のやり方は問題である。	地域住民との話し合い・相互理解につきましては、協議会での説明を各自治会にて共有し、自治会内で協議・検討いただき、市に通達いただいた意見について次回協議会で回答させていただきます。質問が専門的な内容に及ぶこともあり、図面等を用いてわかりやすく回答したいと考えております。
2	みちづくり協議会は、それぞれの考えや意見を「協議」し、相互理解、信頼、合意を持てるように協力し合う事なのではないのか。しかし現在は協議会とは名ばかりの組織である。住民の意見を無視し、計画を通す為の数値で正当化する今のやり方は容認できない。	
3	1991年（平成3年）1月24日付け千葉市都市局都市整備部部長とファミリーハイツ自治会、管理組合、対策委員会との確認書内容の順守を求める。	当該確認書の内容も含め全区間の計画については、協議会に参加する自治会の皆様と協議してまいります。
4	住民に寄り添い、子供から高齢者まで住みやすい安全安心な道路と環境を造る、コミュニティ分断対策のためには、信頼関係の再構築が必要。	引き続き、皆様からのご意見等を基に安全安心な道路整備が出来るよう努めてまいります。
5	市とファミリーハイツの話し合いで、市側の考えを確認し今後の進め方を決める。	市としては、磯辺茂呂町線（園生町地区）の検討は、周辺地域全体に関わることであり、周辺地域の自治会の代表者に参加いただいているみちづくり協議会にて検討していきたいと考えています。

No	ご質問	回答
2) 道路構造、工期・費用、環境への影響について		
1	<p>今までの、「内側2車線が地下」の説明から、「4車線とも平面」が全ての面に有利として具体的、論理的な数値ではなく、積み上げの工期25年やEV化による騒音低減など推論での数値や判断基準を示さずに有利・不利を結論づけている。</p>	<p>環境影響調査については大学教員の助言・指導をいただいた上で、道路が整備された際の交通量を前提として行っており、多くの道路整備に際して実施される調査です。</p> <p>騒音についてはEV化による低減は見込んでおらず、騒音低減効果のある排水性舗装であれば環境基準を満たすようになるという調査結果をお伝えしています。</p> <p>工期の算定は、ご指摘のとおり積み上げの工期です。現場における作業量（時間）が約5倍の差があることをご理解していただくため示したものです。</p>
2	<p>地下道路の工法や期間は、14号線から市役所近傍地下道路、14号線から稲毛区役所穴川十字路間の工事の実績からも容易に判断できる事が資料には反映されていない。</p>	<p>市役所近傍地下道路や新港横戸町線はアンダーパス化されていますが、周辺環境が異なるため一概に比較できないと考えております。</p>
3	<p>地下工事期間中の騒音等は数年間、供用開始後の環境悪化は未来も続く。</p>	<p>「内側2車線が地下」も「4車線とも平面」も、騒音・振動については現状に比べて騒音・振動レベルがあがりますが、基準値内におさまります。</p> <p>それぞれのメリット・デメリットを勘案いただけると幸いです。</p>
4	<p>磯辺茂呂町線の14号千葉西警察署入口交差点から国道16号交差点間の通過車両は穴川十字路の混雑を避ける東京方面からの車両で、現在の交通量に比べ大幅に増加することで環境悪化は避けられないと思われるがこの記述はない。今まで、明確に示されていないこの通過車両による悪影響をファミリーハイツ住民は供用開始後数十年、毎日24時間受け続けることになる。</p>	<p>環境影響調査は19,000台/日（うち大型車は約2割）という自動車交通量を前提として実施しています。そのため、大型車両の通行も加味し、また周辺道路を含んだ交通量の変化も踏まえた環境影響調査となっております。</p> <p>「内側2車線が地下」も「4車線とも平面」も、騒音・振動については現状に比べて騒音・振動レベルがあがりますが、基準値内におさまります。</p> <p>今後の資料には、計画交通量などの情報をわかりやすく明示させていただきます。</p>

No	ご質問	回答
5	<p>通過車両用2車線は、地下車線として園生十字路から浄水場、京葉道路の地下を通り抜け国道16号交差点に至る仕様とすべきである。</p>	<p>内側2車線を1工区から地下化することは1工区の区域を越えてしまうためできません。</p> <p>4車線とも地下化した場合と同様の理由です。(回答用資料①を参照)</p> <p>1工区から地下化する場合、京葉道路と地下トンネルが交差します。その地点では、新たに設置するトンネル構造物の直径分だけ、地下トンネルと京葉道路を離す必要があります。そのため、トンネル上部は約31mの地点を通す必要があります。</p> <p>その深さにするためには、道路構造令で定められた適切な傾斜でスロープ区間を設けるという条件の下では、園生町交差点よりも西側からスロープ区間を始める必要があります。</p> <p>園生町交差点より西側の区間はすでに供用を開始している区間であることから、1工区から国道16号までを地下化することはできません。</p>
<h3>3) 地域分断対策等、周辺地域について</h3>		
1	<p>若葉の丘自治会の南北をつなぐ道路の件は生きていますか。分断は絶対にはないですか。</p>	<p>現在、南北に歩行者が横断できるよう、中央分離帯を活用した手法等で横断歩道を設置するため警察との協議を実施しております。</p> <p>なお、警察からは「中央分離帯を活用した車両の往来については、安全上の観点から設置不可。」という意見をいただいております。</p>
2	<p>若葉の丘自治会の南側区画から東側につながる道路は、現在車止めで封鎖されていますが、工事が開始された場合はどうなりますか？</p>	<p>若葉の丘自治会の南側区画から東側に抜ける道路は歩行者専用道路であり、工事中も変更ありません。</p> <p>工事が開始された場合、当該区画にお住まいの方の協力をいただきながら車両が通行できるよう調整させていただきます。</p>
3	<p>工事が開始された場合、若葉の丘自治会南側の自動車の通行はどうなるのでしょうか？また、緊急時の救急車、消防車等はどこを通るのですか？</p>	
4	<p>スーパーせんどうの裏の桜の木はどうなるのですか？今年もきれいに咲きました。スポーツセンターにも数十年経過した立派な桜の木がたくさんありますが、野球グラウンドの照明の工事で立ち入り禁止になり、最近解放されたため、桜を見に行ったら、何本も切られていました。ひどいです。</p>	<p>桜の木の所有者は市ではないため、現土地所有者様の判断になります。</p> <p>道路整備に必要な用地であるため、市で用地買収を行いますが、原則、用地買収時に移植又は撤去の費用を土地所有者様へ金銭補償し、桜の木の処理方法について判断していただくこととなります。</p>

1工区で4車線とも地下が整備できない理由について

